

(3) 行政組織の特例効果 (区の設置)

政令指定都市では、その全域を分けて区 (区役所) を設け、区長に市長の権限の一部を分けて行わせることとなっていることから、住民の日常の地域生活に密着した行政サービスや地域の実情に応じたまちづくりなどをきめ細かに行うことができるようになります。(地方自治法第 252 条の 20)

市の全域をいくつかの区に分け、区役所が設置されるので、区役所において戸籍、住民登録、納税などの窓口業務や福祉業務など日常生活に密着した事務のほか、市民相談や広報、文化、スポーツ振興、まちづくりなどの地域振興業務を行うことができることとなります。このため、地域の実情に応じたきめ細かなまちづくりを推進することができます。

また、区の区域ごとに県議会議員や市議会議員の選挙区や議員定数が設定されるので、より身近な選挙が可能になります。

【 地方行政連絡会議への参加 】 (地方行政連絡会議法第 2 条)

都道府県と政令市で構成される地方行政連絡会議に加入することとなるので、国の行政機関との連絡協調がスムーズにできるようになります。

